

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

平内町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 平内町全域

#### (1) 現況

本地域は、青森県のほぼ中央に位置し、南北に山岳地帯があり傾斜地が多いなどの立地特性を有している。また、小湊川、清水川、盛田川、長沢川流域に広がる平坦地とそれに続く丘陵地に分布し、平坦地は田として丘陵地は畑として利用されている。その他はほとんどが山林、原野となっており、総面積の83%が林野である。

当町では、担い手への農地集積が進んでおり、そのほ場面積が広大であることから、農道やかんがい施設等の保全管理等における担い手への負担を軽減することが必要である。また、特定農山村地域に指定されることなど、平場地域とくらべて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことも必要である。また、地域において環境負荷の少ない営農方式を普及することも必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	平内町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

#### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

#### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業については以下の方針とする。

##### 1) 対象農用地の基準

##### 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

##### ア 対象地域

平内町全域（特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域）

##### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上  
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 平内町長の判断によるもの

##### a 緩傾斜農用地

平均傾斜で田1/20未満から1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上の農地

##### b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急・緩傾斜農地以外の農用地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域